附則第三十条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第二項中「新特例法」を「特例法」に改める。

附則第三十二条及び第四十一条中「新特例法」を「特例法」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

**第十五条**　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一項中「みなして、」の下に「在留資格認定証明書（」を加え、「の証明書」を「に規定する在留資格認定証明書をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「証明書」を「規定により交付された在留資格認定証明書」に改める。

第十六条の五第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書」を「規定により交付された在留資格認定証明書」に改める。

第十六条の六第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書」を「規定により交付された在留資格認定証明書」に改める。

第十六条の七第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書」を「規定により交付された在留資格認定証明書」に改める。

（重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律の一部改正）

**第十六条**　重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「法務大臣」の下に「、出入国在留管理庁長官」を加える。

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

**第十七条**　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項、第九条及び第十一条第一項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「の規定中「主務大臣」を「中「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改め、同条第四項、第五項及び第七項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第十四条から第十八条まで、第十九条第一項及び第二十一条第一項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第二十六条第五号ハ中「同項第一号」を「同項第二号」に改める。

第三十二条第三項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十九条の見出し及び同条第一項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第五十条第一項中「主務大臣は」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者に対し、主務大臣は監理団体に対し」に改め、「、実習実施者及び監理団体に対し」を削り、同条第二項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第五十一条第二項中「主務大臣は」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は第一号に掲げる者に対し、主務大臣は第二号に掲げる者に対し」に改め、「実習実施者、監理団体その他関係者に対する」を削り、同項に次の各号を加える。

一　実習実施者及びその関係者（監理団体の関係者を除く。）

二　監理団体及びその関係者その他関係者（前号に掲げる者を除く。）

第五十三条及び第五十五条中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第百四条第三項中「地方運輸局長」の下に「（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第五項中「主務大臣の権限（」を「出入国在留管理庁長官の権限（前項の規定により出入国在留管理庁長官に委任されたものを含む。）及び厚生労働大臣の権限（第七条第一項及び第三項から第五項までに規定するもの並びに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　この法律に規定する法務大臣の権限（第七条第一項及び第三項から第五項までに規定するもの並びに第一項の規定により国土交通大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができる。

第百六条第二項中「主務大臣」の下に「及び出入国在留管理庁長官」を加える。

（検討）

**第十八条**　政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号（出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号をいう。）その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
厚生労働大臣　根本　匠
国土交通大臣　石井　啓一

---

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**法律第百三号**

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定興行入場券の不正転売等の禁止（第三条・第四条）
第三章　興行入場券の適正な流通の確保に関する措置（第五条―第八条）
第四章　罰則（第九条）
附則

**第一章**　総則

（目的）

**第一条**　この法律は、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに、心豊かな国民生活の実現に資することを目的とする。